宇佐市のスポーツ施設をご利用の皆様へ 　　宇佐市文化・スポーツ振興課・宇佐市施設管理公社

スポーツ施設**優先予約の方法**が変ります。

　現在、優先予約については、多くの対象団体が活用していますが、利用が限定的でありその弊害も現れてきました。そこで、取り扱いの一部を見直し、公平公正な予約・利用となるよう、条例等に沿った取り扱いとすることとしました。主な見直し（変更点）は次のとおりです。

対象優先予約　特別優先＝１年前、第１優先＝６ヶ月前、第２優先＝２ヶ月前）

**変更点１．令和４年４月１日以降の予約**

|  |  |
| --- | --- |
| 変　更　前 | 変　更　後 |
| 空き状況の確認（事務所又は電話）  優先予約**受け付け** | 空き状況の確認（事務所または電話）  優先予約の**仮予約** |
| 仮予約日を含めて**１週間以内に優先予約申込書**を提出  ※期限日が閉館日の場合はその翌日 |
| 事前に大会要綱等の提出 | 同左 |
| 当日までに利用許可申請書を提出  （減免対象は減免申請書も） | 同左　 **※ただし、令和５年４月１日以降の予約分の**  **申請は下記２のとおり取り扱う。** |

**変更点２．令和５年４月１日以降の予約**

|  |  |
| --- | --- |
| 変　更　前 | 変　更　後 |
| 空き状況の確認（事務所又は電話）  そのまま優先予約受け付け | 空き状況の確認（事務所または電話）  優先予約の仮予約 |
| 仮予約日を含めて１週間以内に優先予約申込書を提出  ※期限日が閉館日の場合はその翌日 |
| 事前に大会要綱等の提出 | **定められた日まで**に、**大会要綱等と利用料金**を添えて、  **利用許可申請書**を提出（減免対象は減免申請書も）  ・特別優先＝使用日の**６ヶ月前の同日**まで  ・第１優先＝使用日の**３ヶ月前の同日**まで  ・第２優先＝使用日の**１ヶ月前の同日**まで  ※期限日が閉館日の場合はその翌日 |
| 当日までに利用許可申請書を提出  （減免対象は減免申請書も） |
| 利用許可、利用 | 利用許可 |
|  | 利　　用 |

　　　※通常予約（利用の１ヶ月前）は、利用許可申請書を利用料金（減免対象は減免申請書）とともに、予約日を含めて１週間以内（休館日の場合はその翌日まで）に提出し、利用許可書を受け取ってください。

　　【変更後のイメージ】

